

学校いじめ防止基本方針

嘉手納町立嘉手納中学校

1 いじめの定義

- (1)「いじめ」とは、当該児童生徒が在籍する学校において、当該児童生徒と一定の人的係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (3)いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどをして確認する必要がある。
- (4)いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することも大切である。
- (5)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (6)インターネット上で悪口を書かれた場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要
いじめ防止のための基本的な方針(文科省)より

2 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1)冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2)仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5)金品をたかられる
- (6)金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8)パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 未然防止のための取り組み

(1)いじめの起こりにくい学級・学校作り(支持的風土の醸成)

- ①生徒の良さを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校、学級経営にあたる。
- ②規範意識の醸成。(聴く姿勢等の基本的な学習規律の徹底、スクールサポーターの活用等)
- ③生徒の自治活動を高める生徒組織の整え。(児童会・生徒会と学級組織の連動等)
- ④自己肯定感を高める取組。(ボイスシャワーの実践、掲示物による啓発等)
- ⑤生徒指導の4つのポイントを意識した授業改善。
- ⑥年2回設定されている教育相談旬間を活用していじめの未然防止に努める。

(2)豊かな心と実践力の育成

①道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊心を高め、道徳的実践力を育成する。

②i-checkを活用した学級経営、個に応じた支援の充実。

(3)いじめに関するアンケートの実施。

①月1回、第1金曜日を「人権の日」とする。人権アンケートの実施や人権意識の向上につながる活動を適宜実践する。

4 いじめの早期発見

(1)いじめに関する情報収集及び実態把握

- ①年2回の教育相談旬間の実施。
- ②定期的な人権アンケート等の実施。

(2)教職員間の共通理解・情報の連携

- ①各学年における学年会の実施。
- ②週1回の生徒指導委員会における情報交換の実施。

(3)生徒、保護者、地域からの情報収集

- ①生徒理解に努め日頃から観察を行う。
- ②生徒の気になる様子については、家庭と連携し対応にあたる。
- ③小学校、地域からも情報収集に努める。

(4)毎月第3水曜日に「いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)」を開催する。メンバーは生徒指導委員会のメンバーで構成するが、必要に応じて担任や学年主任、SCも参加し話し合いを行う。

(5)相談箱(幸せボックス)を設置し、いじめの早期発見、早期対応に努める。

5 いじめに対する措置(早期対応)

(1)いじめと思われる事態を発見・生徒から訴え・情報があつた場合、速やかに校内いじめ防止推進委員会(管理職へ報告)を設置し組織的な対応を行う。その後、保護者に事実関係を伝え、必要であれば当該生徒(いじめられた生徒)の見守りや安全を確保する。

(2)いじめの事実が確認された場合、特定の教職員で抱え込まず、学年主任、学年生徒指導、生徒指導主事、教育相談担当等と情報を共有し、管理職に報告する。

(3)いじめたとされる児童生徒からは事実関係の聴取を丁寧に行い、その背景を含め事実関係を明らかにする。いじめがあつたことが確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止の取り組みを継続的に行う。

(4)被害を受けた生徒(知らせたものも含む)には、「学校全体で守り抜く」という姿勢で対応する。また、いじめを受けた生徒が安心して登校できるように、信頼できる人(友人、教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添う体制をつくり、必要に応じ別室登校等の措置を行う。

(5)加害生徒に対しては、加害生徒が自らの行為を理解・反省し、二度といじめを行わないように促していく。事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で指導を行う。

(6)いじめをはやし立てる生徒については、自分の問題と考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

(7)いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導することも考慮する。

(8)被害者ならびに加害者の保護者に対しては、いじめの状況を正確に伝え、今後の対応について十分な説明を行い、協力を得るようにする。

(9)被害生徒及び加害生徒の指導後の様子を継続的に観察するとともに、定期的に面談等を行い、いじめが解消しているか確認する。(いじめが発生してから概ね3ヶ月)

6 インターネットに関する問題の対応

(1)対応原則の共通理解

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先する。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくないが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要である。

当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、信頼の喪失につながることもある。法的な問題に直面することも多いので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し児童生徒や保護者に選択させることも重要である。

近年、インターネット問題として学校及び学校の教職員が、生徒指導事案として対応を求められていることは、次の三点に大別できる。

① 法的な対応が必要な指導

○違法投稿(著作権法違反、薬物等) ○ネット上の危険な出会い ○ネット詐欺

○児童買春・児童ポルノ禁止法違反(自画撮り被害等)

② 学校における指導等

○誹謗中傷、炎上等悪質な投稿 ○ネットいじめ

③ 家庭への支援

○ネットの長時間利用 ○家庭でのルールづくり

○児童生徒の孤立状況の把握・サポート

①については、迷わずに、警察等の専門家に早急な対応を求め、加害、被害を問わず、児童生徒を違法状態から救い出さなければならない。

②についても、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要がある。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、児童生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともある。

③については、都道府県・市町村単位での、地域を挙げた支援体制構築と、その周知徹底が急務である。学校や家庭に居場所がない児童生徒が、孤立してインターネットで過ごす時間が増加する可能性が高いことを念頭に置く必要がある。

上記問題の具体的な対応方法については『生徒指導提要』(令和4年12月文部科学省発行)の「11.3.4 インターネット問題への適切かつ迅速な対処」を参照し行う。

(2) 関係機関等との連携体制

インターネット問題は、影響が多岐にわたり、解決のためには連携が必須ですので、教職員と保護者、地域の人々、関係機関が協力し合うことが求められます。

①保護者との連携

インターネット問題の適正な管理・対応については、保護者との連携が必須です。連携に際して入学式等、早い時期に学校の姿勢を示しておくことが大切です。

②警察との連携

警察と学校の連携の中でもインターネット問題についての情報交換は必須です。また、「非行防止教室」等、警察官が学校に出向いた講話の機会に、インターネット問題について話してもらうことも効果的です。

③消費生活センターとの連携

児童生徒がインターネット上で、保護者に無断でお金を使うことがあり、詐欺や、金銭問題に巻き込まれることもあります。その場合は消費生活センターへの相談を勧めるなどの支援を行うことも必要です。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を計った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校で判断する。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

①いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。例え調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

②重大事態の調査組織を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

③調査組織を設置した場合、これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(ア) いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒、情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する
- ※ 調査による事実確認とともにいじめた児童生徒やいじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケア、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要。

(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議する。

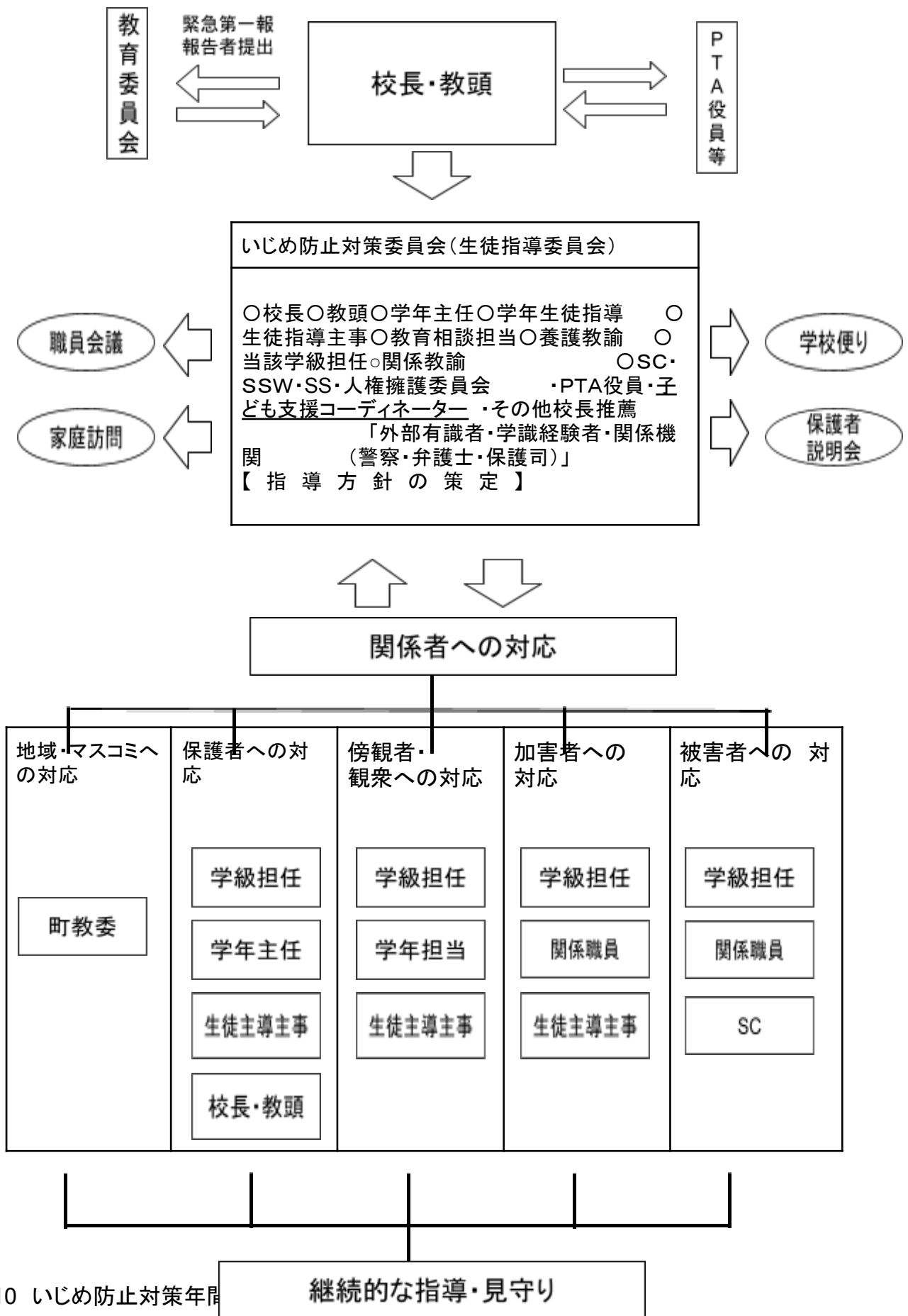
(ウ) 調査結果を学校設置者へ報告し、指導を仰ぐ

8 学校の取り組みに対する周知・検証・見直し

(1) 学校HP、学校・学年便り等により周知を図る。

(2) 学校評価やいじめ防止対策委員会で、学校全体でいじめ防止の取り組みが適正に行われているか検証を行い、実効性のある取り組みとなるよう見直しを図る。

9 いじめ発生時の組織的対応



10 いじめ防止対策年間

月	取り組み内容	備 考
4月	○情報交換、指導記録の引き継ぎ ○いじめ防止対策基本方針の確認 ○家庭訪問、三者面談で「いじめ防止対策」に向けた取組の説明、啓発	○いじめ被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ ○全職員で共通理解を図る ○いじめについて本気で取り組む姿勢を生徒、保護者に示す。
5月	○人権アンケートの実施、活用	○いじめの早期発見・早期対応に努める
6月	○人権アンケートの実施、活用 ○i-checkの実施 ○教育相談旬間の実施	○i-checkを活用し生徒理解に努める ○生徒の悩みに真摯に向き合い、解決を図る ○いじめの早期発見・早期対応に努める
7月	○1学期前半の生徒指導の振り返り ○人権アンケートの実施、活用 ○校区生徒指導委員会実施 ○三者面談実施 ○長期休業前の悩み相談窓口の案内(テトル・Classroom・公文)	○1学期前半を振り返り、生徒指導上の課題を共有 ○いじめの早期発見・早期対応に努める ○関係機関と連携し、いじめ等の未然防止を図る ○生徒、保護者の悩みに真摯に向き合い解決を図る
8月	○いじめ等の研修会への積極的な参加 ○1学期後半の生徒指導について ○i-checkの分析と対策 ○夏休み明けの生徒の実態把握 ○人権アンケートの実施、活用	○各研修会で研修を深め、今後の指導に活かす ○校内研修等で全職員の共通理解を図る ○i-checkの結果を活用し生徒理解に努める ○生徒の様子の変化に注意する ○いじめの早期発見・早期対応に努める
9月	○人権アンケートの実施、活用	○いじめの早期発見・早期対応に努める
10月	○1学期の生徒指導の振り返り ○学級行事を通じた人間関係づくり ○i-checkの実施 ○人権アンケートの実施、活用	○1学期を振り返り、生徒指導上の課題を共有 ○共感的な人間関係の育成に努める ○いじめの早期発見・早期対応に努める ○i-checkを活用し生徒理解に努める
11月	○教育相談旬間の実施 ○学級行事を通じた人間関係づくり ○人権アンケートの実施、活用	○生徒の悩みに真摯に向き合い、解決を図る ○共感的な人間関係の育成に努める ○いじめの早期発見・早期対応に努める
12月	○2学期前半の生徒指導の振り返り ○校区生徒指導委員会実施 ○三者面談実施 ○長期休業前の悩み相談窓口の案内(テトル・Classroom・公文) ○人権アンケートの実施、活用	○2学期前半を振り返り、生徒指導上の課題を共有 ○いじめの早期発見・早期対応に努める ○関係機関との連携でいじめ等の未然防止を図る ○生徒、保護者の悩みに真摯に向き合い解決を図る
1月	○冬休み明けの生徒の実態把握 ○人権アンケートの実施、活用	○生徒の様子の変化に注意する ○いじめの早期発見・早期対応に努める
2月	○校区生徒指導委員会実施 ○人権アンケートの実施、活用	○いじめの早期発見・早期対応に努める ○関係機関との連携でいじめ等の未然防止を図る
3月	○1年間の振り返りの話し合い活動 ○人権アンケートの実施、活用 ○指導記録簿、次年度への引き継ぎ資料作成 ○指導方針、指導計画の見直し ○長期休業前の悩み相談窓口の案内(テトル・Classroom・公文)	○1年間で振り返り、いじめ防止対策の点検を行う ○いじめの早期発見・早期対応に努める ○いじめの被害者、加害者の関係を詳細にまとめる ○いじめ防止対策のさらなる強化を図る
通年	○相談箱(幸せボックス)の設置 ○いじめ防止対策委員会実施(毎月第3水曜日)	○いじめの早期発見・早期対応に努める ○いじめ防止の点検(いじめの共有、指導状況、指導経過の確認)